

「第2回大津市特別職報酬等審議会」会議結果

- 1 開催日時 令和7年9月26日（金） 午前10時00分から午後0時5分まで
- 2 開催場所 大津市役所 本館4階 第3委員会室
- 3 出席者 14名
委員6名（真山会長・前川会長職務代理・墨岡委員・津田委員・中嶋委員・山川委員）
（委員は50音順）（欠席：芝田委員）
事務局8名（総務部長・総務部次長・議会局次長・人事課長・人事課長補佐・人事課主査・人事課主任・人事課主任）
傍聴者0名
- 4 議題（1）大津市特別職の給料等について
（2）議員の報酬等について
（3）議員の政務活動費について
- 5 会議概要
 - （1）開会
 - （2）議題
 - ① 大津市特別職の給料等について
 - ② 議員の報酬等について
 - ③ 議員の政務活動費について

事務局より資料に基づいて一括説明。

給料・報酬等についての質疑応答は以下のとおり。

委員：二つ観点がある。一つは一般的な賃金上昇、二つ目は大津市における財政状況。この二つを加味して検討する必要がある。そのうえで、中核市とあわせるような方向性に持っていくのか、それとも今現在ある金額に何%あげるといように持っていくのか。

個人的には、年金は1.9%しか上がっていない中、一般職の人事院勧告の4.85%あげるといのはどうなのか。例えば、草津市の答申は2.26%であった。消費者物価で見るとであれば同じ滋賀県で、4.85%は少し高い気がする。ただ、3～5%くらいが妥当かとは思っている。

会 長：いきなり何％上げるかを決定することは難しいが、考え方として、例えば中核市の平均や一般職の給与推移を適用する等になると思う。

委 員：中核市は規模が似ているため参考にするべき。また、県庁所在地であることを考えると、中核市の平均くらいにはして欲しい。

委 員：中核市であることを考慮して欲しい。

委 員：中核市という位置付け、また過去増額改定していないことから市民が納得いく範囲で引き上げていく方向性で良いと思う。

会 長：現状、しばらく改定していないこともあり、同規模の中核市の中で24市中21位と下位にいる。突出するほど高くとは考えていないと思うので、中核市のなかで中位ぐらいではないかと思う。そのうえで、一般職の改定率である4.85％に合わせると、適当な順位になる。この人事院勧告であれば、総合的に考慮された数字であり、その数字に準じた改定であれば、説明はつくと考える。

委 員：草津市の答申は2.26％であり、人事院勧告を適用されていない。草津市はこうで、大津市はこうといったものがあるのか。

会 長：草津市には草津市の考え方がある。大津市は中核市であり、県都であることを考慮すると、少し考え方が違ってくる。

資料の表は、月給ベースで並んでいる。大津市では、任期総額や年収ベースであると、改定してもさほど順位は上がらない。そこはどうすべきか。

委 員：総額で検討するべき。

委 員：総額で、豊中市と差があるのはなぜなのか。

事務局：期末手当の率、退職手当の率で変わってくる。

委 員：県庁所在地、中核市と比べただけではなく、財政状況も加味するべきである。

会 長：財政状況については楽観できるものではないが、平均より少し良いこともあり、下げなければいけないような財政状況ではないと考える。

委 員：期末手当の支給割合は一般職の割合を適用しているのか。

事務局：国の特別職の割合を参考にしており、一般職より低くなっている。

他都市では、一般職と同じ割合を採用しているところもある。これについては自治体により異なるが、大津市では、国及び県を参考に定めている。

会 長：その内容も本審議会に含まれているのか。

事務局：期末手当、退職手当の割合については補足意見となる。

委 員：期末手当は条例で定まっているのか。

事務局：条例で規定されている。

会 長：4.85％の根拠について再度説明をお願いしたい。

事務局：市長の今の報酬額が適用されたのが平成24年であり、それ以降令和6年

までの一般職の改定率の積み上げになる。

委員：４．８５％上げると、全体でどのくらい影響があるのか。

事務局：特別職と議員を合わせて年間１，８００万円程度の増額になる。

委員：それは大津市予算のどのくらいの割合となるのか。

事務局：今年度予算が１，４６０億円余りのため、０．０１％程度。

会長：市長の給与月額については、現在同規模の中核市中２１位であり、もう少し順位をあげるべきである。また、物価上昇及び賃金上昇も考慮するべきという方針であり、一般職の給与上昇と同じ率をあげることが合理的である。その数字である４．８５％上げると１２位まで上がり、平均程度となる。一方、年収、任期総額で見ると順位は少ししか上がらないので、付帯意見で、期末手当及び退職手当において支給率などの検討を求める。その際、総額で１２位を超えない程度に検討するべき。

また、単に上げるのではなく、市民理解、財政状況を考慮するべきである。

委員：他市も審議会を行い、増額していこうとしていると思うが、他市の状況は把握されているのか。

事務局：現在開催中のところはあるが、審議の途中の状況までは把握できていない。

会長：社会状況の変化や他市の動きに対応できるようにするため、今後はこの報酬等審議会を定期的に開催することを付帯意見としてつける。

委員：４．８５％増額して、付帯意見をつけることがよいと思う。

市長の仕事は大変ということも加味して総額が良くなるようしてもらいたい。

会長：次に副市長について、本来ならば市長に準ずるものと思うが、副市長は月額においては全国的にみると高い位置にいる。しかし、総額でみると市長と同じく低くなる。

委員：４．５４％は平成２７年以降の数字か。

事務局：その通り。

委員：なぜ副市長はこうになっているのか。

事務局：市長は、市毎に月額差に幅があるが、副市長は月額差にあまり幅がないことが影響していると考ええる。

委員：他市に比べ職務内容が相当難しい等があれば別だが、現時点で平均程度であるため、現状維持が妥当と考える。

委員：副市長の職務についても重要である。そのため、市長は増額して副市長は増額しないというのはどうかと思う。少しだけでも増額するべき。また、期末手当等についても付帯意見として考慮いただきたい。

委員：年収で見ると、４．５４％でも良いと思う。

委員：上げることには賛成である。月額順位が上がり過ぎるのはどうかと思う。

会 長：市長給料を考えた際、賃金上昇、物価上昇などを考慮したが、副市長も物価上昇だけでも見るのはどうか。

事務局：平成27年度からの物価上昇率は、10%程度である。

委 員：昨年からだとか。

事務局：昨年から3%程度になる。

会 長：その程度を想定していたが、1年分の数字だけを見るのもおかしいと思う。

委 員：現行の水準が悪くないことを考慮して、今出ている4.54%の半分はどうか。

委 員：根拠をどのように考えるべきか。

委 員：根拠は難しい。

委 員：大津市の税収もあがっているのであれば、物価上昇分をあげてもよいのではないか。財政状況はどうか。

事務局：令和6年度と平成27年度を比較すると、個人市民税は微増であり、法人市民税は1.1倍である。市税全体であれば1.06倍となっている。

委 員：人口推移はいかがか。

事務局：令和6年度と平成27年度を比較すると、人口は微増である。

会 長：では、市長については4.85%を適用としたので、副市長については現状の水準が高いことから半分の2.425%はどうか。

委 員：現状の水準を加味した結果、調整を行ったのであればよいのではないか。

会 長：次に、議長・副議長・議員について議論を進める。

議長等については現状が低いため、中核市の順位でみるのであれば、相当上げないといけない。

委 員：議長の報酬は、議員の報酬をベースにしているのか。

事務局：個別に定められており、明確なものはないが、過去の金額を見ていると、副議長は議員にプラス5万円程度、議長はさらに5万円程度上乗せになっている。

会 長：ある程度連動はしているので、まずは議員から検討する。

委 員：前回の改定で下がっており、以前は、議員報酬600,000円であったので、その金額に戻すくらいにはしたい。

委 員：議員だけ下がったのか。

事務局：議員以外も同率で下がった。

委 員：なぜ、前回6.2%下がったのか。

事務局：一般職も下がっており、全体的に下がっている。

会 長：物価上昇、賃金上昇、財政状況を考慮し、市長、副市長と同様4.85%上げた上で、もう一つの観点である中核市の平均程度まで上げるというなら説明できる。

委 員：前回に返すのは、説明が難しいのではないか。

会 長：前回に返すのではなく、中核市平均が前回改定時の金額と同等であったということである。

他市では、議員のなり手不足が問題となっている。物価上昇、賃金上昇、財政状況を考慮し、市長、副市長と同様4.85%上げた上で、これまでが低かったことを考慮して1万円程度を上乗せするという考え方ではどうか。

やはり現状の金額は相当厳しい金額であると考える。

委 員：異議なし。

政務活動費についての質疑応答は以下のとおり。

会 長：現在、月額70,000円であり、執行率が100%のところはないが、高い執行率の会派もある。

委 員：一番多いのが広聴費であり、中でも印刷代が多くを占めている。その印刷代が上がったとしても、執行率にまだ余裕もあるため、今の金額でまかなえるのではないか。

会 長：会派によって事情は違うが、使い切っているわけではないので、増額する説明ができない。しかし、ある程度使用している会派もあるので、減額すると厳しくなる会派もある。

委 員：ノート代など自己負担し、政務活動費として使っていないものもある。また大津市議会のチェックは厳しいので、それらの点も考慮すべきではないか。

会 長：大津市議会は、政務活動費の使い方もしっかりしている。

ただ、あくまで金額で見たときに、100%使用しているわけではなく返金している状況である。そのため、今回は増額するのではなく据え置きとし、今後、物価上昇等の状況に応じて改めて金額を検討するのはどうか。

委 員：異議なし。

まとめ

会 長：市長については、今までの一般職の人事院勧告に基づく改定率4.85%を適用する。しかし、任期総額、年収ベースでは給料月額を改定しても順位は良くならないため、期末手当及び退職手当の支給率について中核市の中位程度になるような配慮を求めるという付帯意見を加えることとする。本審議会としては、給料月額を4.85%改定する答申内容とする。

次に、副市長については、基本的な考え方は市長と同じとするが、現時点

で副市長の給料月額是全国的に見ても高い水準にあるため、同様の改定を行うと突出して高くなってしまうため、市長の改定率の半分の率を適用し、2.425%とする。副市長についても任期総額、年収ベースで中核市の中位程度となるような調整を求めるという付帯意見を加える。

次に、議長・副議長・議員については、まず議員の報酬について検討し、従来の水準が低いことを前提に議論を行った。市長等と同様に一般職の人事院勧告に基づく改定率4.85%を適用したうえで、これまでの水準が低かったことを考慮して、同規模の中核市の中位程度となるよう1万円を上乗せする。結果として、前回改定時の600,000円になる。同様の改定を議長・副議長についても適用する。ただし、端数調整を行うため、改定率に若干の幅が出る。

最後に、政務活動費については、現状、適正に使用されており、かつ、現時点で、執行が上限に達している会派はない。また、余剰金については返金されていることから、現状維持とする。

基本的な考え方としては、冒頭で伝えた通り、この間の物価上昇、賃金上昇という社会経済情勢を反映させる。その意味では、人事院勧告に基づいて決められている一般職の給与改定率を準用するのが合理的である。もう一つの基準として、大津市は中核市でありかつ県都であることを考慮し、人口規模が同程度の中核市の中位となるような給与改定が望ましい。この二つの要素を総合的に勘案して結論を出したということによいか。

委員：異議なし。

委員：異議なしだが、中核市の人口規模が同規模の中位になるような給料改定については、どう受け止められるのかがひっかかる。

会長：確かに、人事院勧告に基づいて決められている一般職の給与改定率は合理的で市民への説明も付くが、中核市の人口規模の中位になるような給与改定については、説明が難しいものではある。ただ、本審議会としては、この二つに要素を踏まえて検討し、このような結論に至ったということではないか。

委員：異議なし。

(3) 次回開催日程について（予定）

第3回は書面開催

その結果に基づき、市長へ答申

(4) 閉会